

## [事案 2021-274] 入院給付金支払等請求

・令和4年5月26日 裁定打切り

### <事案の概要>

入院給付金の支払等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

帝王切開により出産したため、令和2年9月に他社から乗り換えて契約した医療保険にもとづき給付金を請求しようとしたところ、以前の帝王切開が告知されていないことを理由に請求が受け付けられなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払うか、帝王切開の免責をなくしてほしい。

- (1)告知時に、第1子を帝王切開で出産したが異常分娩に含まれるか募集人に尋ねたところ、普通の帝王切開は含まれないと回答されたため、異常分娩に該当なしと記入した。
- (2)契約の際、不払条件について説明がなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、告知妨害に該当する行為は行っていない。また、募集時に告知項目を読み上げて確認している。
- (2)申立人から、契約申込受付の際、募集人はすべての必須交付書面、ご契約のしおり・約款、重要事項説明書を発行している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会に提出された書面の内容からは、申立人の給付金請求が保険会社において受け付けられておらず、各種給付金が支払われないことが確定した事実は確認できなかった。また、申立人の主張する帝王切開の免責の存在についても、現在の契約内容からは確認できず、いずれの請求についても、現段階で請求の対象が発生または存在していないため、裁定手続を打ち切ることとした。